

米子駅周辺地域を中心としたまちの賑わいづくりに関する協定締結について

令和 5 年 3 月 9 日
中山間地域政策課
西部総合事務所県民福祉局

米子駅南北自由通路の今夏開通を契機に、米子駅周辺地域を中心としたまちの賑わいづくりを推進するため、鳥取県、米子市、西日本旅客鉄道株式会社、米子商工会議所の 4 者による連携協定を締結しました。

1. 協定締結について

(1) 調印式の開催概要

- ①日 時 令和5年2月17日(金) 10時30分～11時
②場 所 ANAクラウンプラザホテル米子
③出席者 西日本旅客鉄道株式会社理事兼山陰支社長 佐伯 祥一
米子商工会議所副会頭 森脇 孝
米子市長 伊木 隆司
鳥取県知事 平井 伸治



(2) 協定の概要

- ①協定名 米子駅周辺地域を中心としたまちの賑わいづくりに関する協定書
②協定者 鳥取県、米子市、西日本旅客鉄道株式会社、米子商工会議所
③目 的 相互の連携と協力により、米子駅南北自由通路の開通を契機に、南北が一体化した米子駅を中心としたまちの賑わいづくりに取り組み、もって周辺地域の活性化を推進する。

④主な規程

ア 連携事項

- i) 米子駅南北自由通路を活用した、米子駅北広場及び米子駅前だんだん広場、米子駅南広場など米子駅を中心とする周辺の一体的な賑わい形成に関する事
ii) 米子駅を中心とした地域公共交通を活かした歩いて楽しいまちづくりに関すること
iii) その他、米子駅を核とした地域や経済の活性化に関して必要な取組に関する事

イ 推進のための協議等

- ・連携事項を効果的に推進するため、定期的に米子駅周辺活性化連携会議(※)を開催することなどにより、実施状況にかかる検証及び見直しを行う。

ウ 有効期間

- ・令和5年2月17日から1年間(以後1年ごとの自動更新あり)

2. 今後の対応

- 米子駅周辺地域の賑わい形成支援の一環として、米子市からの申出を踏まえて米子駅前だんだん広場を米子市に管理移管する(2月定例県議会に該当用地の無償貸付議案を提案中)。
- 米子駅周辺活性化連携会議の場等を通じ、協定に位置づけた連携事項の具体化や実行など、県としても提案及び必要な支援を行っていく。

例：南北自由通路が開通する時期に合わせたイベントの集中実施など

【(※)「米子駅周辺活性化連携会議」の概要】

- 米子駅周辺のまちづくりに重点的に取り組む体制として、令和元年度までの枠組みである「米子駅南北自由通路等整備事業協議会(三者協議会)」(JR西日本米子支社※当時、米子市、鳥取県)に米子商工会議所を加えた4者により、今年度から「米子駅周辺活性化連携会議」を設置。
- 整備中心の議論から駅周辺の活性化や賑わいづくりを中心とした協議の場に改組された。
 - (構成員)米子市副市長、県西部総合事務所長、JR山陰支社副支社長、米子商議所専務理事
 - (協議結果)
 - R4. 6. 24 第一回会議(駅周辺の賑わい創出のため、「活性化」「整備」の2つの検討部会を設置し検討)
 - R4. 11. 18 第二回会議(がいなロード開通の機運醸成に向け関連イベントを開催、駅周辺の賑わいを創出しただんだん広場の利活用を図るため、米子市から申し出のあった管理移管を県は前向きに検討等)

米子駅周辺地域を中心としたまちの賑わいづくり
に関する協定書

令和5年2月17日

鳥 取 県
米 子 市
西日本旅客鉄道株式会社
米子商工会議所

鳥取県（以下「甲」という。）、米子市（以下「乙」という。）、西日本旅客鉄道株式会社（以下「丙」という。）及び米子商工会議所（以下「丁」という。）は、相互の連携を通じて、米子駅周辺地域を中心としたまちの賑わいづくりに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が緊密な相互連携と協力により、米子駅南北自由通路の開通を契機に、南北が一体化した米子駅を中心としたまちの賑わいづくりの推進に取り組み、周辺地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条に定める目的を達成するため、次の事項に関して連携し、協力する。

- （1）米子駅南北自由通路を活用した、米子駅北広場及び米子駅前だんだん広場、米子駅南広場など米子駅を中心とする周辺の一体的な賑わい形成に関する事
- （2）米子駅を中心とした地域公共交通を活かした歩いて楽しいまちづくりに関する事
- （3）その他、米子駅を核とした地域や経済の活性化に関して必要な取組に関する事

（推進のための協議等）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条各号に掲げる事項（以下「連携事項」という。）を効果的に推進するため、定期的に米子駅周辺活性化連携会議を開催することなどにより、本協定に基づく取組の実施状況に係る検証及び見直しを行う。

2 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携・協力により個別の取組を協働して実施するに当たっては、具体的な内容、実施方法などについて、必要に応じて協議し、別途取り決めるものとする。

（多様な主体との協働）

第4条 連携事項の企画及び推進に際しては、地域住民はもとより、運輸、商工観光等の関連事業者及び機関など、地域内の多様な主体と協働しながら取り組んでいくものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲、乙、丙及び丁以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第6条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度、協議の上、当該変更を行うものとする。

（期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了

する1か月前までに、甲、乙、丙及び丁は書面により特段の申出を行わないときは、有効期限が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙、丙及び丁の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年2月17日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事

平井伸治

乙 米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長

伊木隆司

丙 米子市弥生町2番地
西日本旅客鉄道株式会社
理事 中国統括本部副本部長 山陰支社長

佐伯祥一

丁 米子市加茂町二丁目204番地
米子商工会議所
会頭

坂口平兵衛